

大使館からのお知らせ
(ポーランド国内制限の一部地域における強化について (8月7日))

<ポイント>

- 8日から、ポーランド国内一部地域において、感染防止のための制限が強化されます。
- 感染予防措置を心がけて下さい。

6日に行われたシュモフスキ保健大臣の会見において、先週からコロナウイルス感染者が増加した19の郡において、感染防止のための制限が強化されましたので主要な変更点を以下のとおりお知らせいたします。

1 赤ゾーン

(1) 該当地域

- (ア) シロンスキエ県：ルダ・シロンスカ、リブニク、プシュチンスキ、リブニツキ、ヴォジスワフスキ
- (イ) ヴィエルコポルスキエ県：オストウシェシヨフスキ
- (ウ) マウオポルスキエ県：ノヴィ・ソンチュ、ノヴォソンドツキ
- (エ) ウツキエ県：ヴィエルンスキ

(2) 強化制限

- (ア) 見本市、会議などの開催禁止
- (イ) 映画館、遊園地の営業禁止
- (ウ) ジム、フィットネスクラブ、療養所の運営禁止
- (エ) 集会や家族のイベントなどに参加する人数を50人までに制限
- (オ) 全ての公共スペースでマスク等の着用が必要
- (カ) 交通機関の乗車定員を座席数の50%までに制限

2 黄ゾーン

(1) 該当地域

- (ア) シロンスキエ県：ヤストウシェンピエ・ズドルイ、ジョリイ、チェシンスキ
- (イ) ポドカルパツキエ県：プシミシル、ヤロスワフスキ、プシエミスキ
- (ウ) ヴィエルコポルスキエ県：ケンピンスキ
- (エ) マウオポルスキエ県：オシフィエンチムスキ
- (オ) シフエントクシスキエ県：ピンチヨフスキ
- (カ) ウツキエ県：ヴィエルシヨフスキ

(2) 強化制限

- (ア) 見本市、会議などのイベントにおいては、4平方メートルあたりに1人に制限
- (イ) ジムやフィットネスクラブにおいては、4平方メートルあたりに1人に制限
- (ウ) 集会や家族のイベントを含む、集会に出席する人数を100人までに制限

- 3 先週末から、国内新規感染者数が増えています。引き続き、マスク着用や手洗い(含む消毒)、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

★電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30, 13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります)。

★メール：cons@wr.mofa.go.jp

★HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html

【ご参考：地図(ポーランド保健省 Twitter から)】

